



ホームページ

2021.10.13
No. 040



Twitter

八地申
第1号

**エッセンシャルワーカーとしての誇りと使命を守り、
「働きがい」と「生きがい」が持てる安全な鉄道を創り出す申し入れ**

(8月10日申し入れ・10月12日団体交渉開催)

1. 憲法28条・労働組合法を遵守し、輸送サービス労組に対する支配介入の不当労働行為をただちに止めること。
(会社回答) 会社は、従前から労働組合の正当な活動に介入するものではなく、不当労働行為を行った事実はない。

輸送サービス労組

- ・団体交渉までの2か月間で会社が把握した事象を明らかにすること。
- ・私たちは立川駅・甲府駅における不当労働行為について把握しているが、会社は把握していないのか。
- ・調査した内容が会社から示されず、調査が不十分なため残念である。会社見解がない以上議論ができない。再調査を求める。

会社

- ・どう調査したか内容は示せないが、結果、不当労働行為の事実はない。
- ・今後もハラスメントや不当労働行為がないよう、受け止め側に不快な思いや誤解を与えるような言動がないよう、指導を行っていく。
- ・組合側から具体的な内容をいただいたので、調査を行う。

**団体交渉を行うも会社見解は示されず、
不誠実な対応に終始し具体的な議論が
できないため、第1項途中で中断！！**

次回交渉までに2点の事象について、再調査する事を確認！

(1) 立川駅において

- ①管理者から組合員に対して行われている脱退強要。
- ②管理者が「組合について何かあったら相談して欲しい」などの不当介入。

(2) 甲府駅において

- ①労働組合に加入することを止めるような妨害行為。
- ②組合員に対して行われているハラスメント行為。

あった事をなかった事には出来ない！

**不法行為の無い、健全な職場運営確立のため
団体交渉の早期開催と誠意ある回答を求めます！**